

「岐阜県こども計画（案）」の本文に対して県民意見募集で寄せられたご意見と県の考え方

健康福祉部子ども・女性局
子育て支援課

No.	対象箇所	ご意見（要旨）	ご意見に対する県の考え方
1	計画案4ページ 第1章 はじめに	「こども」と表記されている部分の多くは、「若者」も含むということが県民にも伝わるよう、「こども・若者」という表記にすべき	本計画における「こども」とは、こども基本法に規定する「心身の発達の過程にある者」を指します。18歳や20歳といった年齢で必要なサポートが途切れないようにするため、法令や固有名詞等で「子供」、「子ども」等と表記されている場合を除き、「こども」と表記に統一しています。 また、「こども基本法」や「こどもの権利」などにおいても「こども」に若者が含まれることから、本計画のみならず、「こども」には若者が含まれるということを県民に広く周知していきます。
2	計画案41ページ 第4章 計画の推進	「3. 計画の進捗状況の評価」における「検証・評価」の主体の一員として、「こども当事者」の参画を明記すべき。具体的には、県政モニター機能を組織し実施していくことで、県下市町村をはじめ、県内各地のこども関連機関においても、「こどもの意見表明」「参画支援」を実質化・推奨していくことができるのではないかと。	ご意見を踏まえ、以下のとおり文言を修正します。 3 計画の進捗状況の評価 毎年度の取組み及び計画の進捗状況については、「第5章 政策の4つの柱に基づく施策の方向」で示す各施策の目標数値の達成状況を検証します。また、こどもの意見や実態がどう変わったか注視し施策の効果の検証につなげる指標（p.42～44）の動向、様々な情勢の変化などを踏まえ、検証・評価を行い、次年度の取組みにフィードバックするとともに、必要な場合は計画の見直しに反映します。 <u>本計画の検証・評価においては、こども自身が主体的に参加し、その意見や視点を反映させることを重視します。具体的には、ワークショップやアンケート調査等を通じて、こどもの声を直接収集し、計画の改善に役立てます。</u> （P41）
3	計画案45ページ 第5章 政策の4つの柱に基づく施策の方向	「こどもの権利擁護」を実質化していくために、「こどもの権利擁護、社会参画・意見表明機会の創出」の下位項目の一つに「こどもの権利擁護機関」設置をめざすことを記すべき	社会的養護のもとにあるこどもの権利擁護を図るため、岐阜県児童福祉審議会「子どもの権利擁護部会」において、こどもの意見や意向に関して調査・審議を行い、意見の具申を行う仕組みを構築してまいります。また、生活相談や法的相談、支援情報の提供、当事者交流等を行う自立支援拠点を設置し、こどもが地域社会において安心して自立できるようサポート体制を構築しています。 このほか、県では岐阜県人権啓発センターにおいて様々な方からの人権相談を受け付けているほか、岐阜県青少年SOSセンターや教育相談ほほえみダイヤルなどのこどもや青少年向けの相談窓口において、様々な悩み等の相談を受け付けています。 県としては、引き続き、こどもの権利擁護を推進し、すべてのこどもが安心して成長できる環境を提供するために、様々な施策を進めてまいります。

No.	対象箇所	ご意見（要旨）	ご意見に対する県の考え方
4	計画案56ページ 第5章 政策の4つの柱に基づく施策の方向	岐阜県の公立幼稚園や保育園では、木育や異年齢学級など創造的な取り組みが行われており素晴らしいと感じます。幼児期に「自分の気持ちを言語化し、相手との違いを肯定的に受け入れ、新しいものを生み出す練習」が必要であり、オランダのシチズンシップ教育を岐阜県の幼児期から学童期でも取り入れることを提案します。	県では、主権者教育や消費者教育など、時代の要請に応じた現代的な課題に対応した教育を推進するために、学校、家庭、地域や関係部局との連携により、学習内容を充実させるとともに、教材や外部人材の活用等による学習の深化を図っています。 また、本計画では、こどもの権利に関する理解促進や、こどもの社会参画、意見表明の機会の充実を計画に盛り込み、全てのこどもが権利の主体として尊重され、夢や希望を持ちながら健やかに成長し、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会を目指します。 今後も他の自治体などの事例を参考にしながら、こどもたちが安心して成長できる環境を整えるため、全力で取り組んでまいります。
5	計画案57ページ 第5章 政策の4つの柱に基づく施策の方向	「（1）健やかな成長への支援」の項目の一つに「児童館」および「青少年施設」「各種社会教育施設など」を追記してはどうか。「ライフステージ全般」に記されている項目に含まれると理解することもできるが、児童館等は、主には学齢期・児童期を対象にしている機関であり、「学齢期・児童期」の項目として明記しておくべきではないか。	ご意見を踏まえ、以下のとおり計画案に追記します。
6	計画案57ページ 第5章 政策の4つの柱に基づく施策の方向	児童館や青少年向け社会教育施設は、主たる対象が小学生以下に偏っているという実情も踏まえると、既にいくつかの自治体が設置しているように、主に中高生を対象とした「ユースセンター」の設置促進を、記しておくことが望ましい。中高生においては、学校の部活動が放課後の重要な受け皿となってきたが、現在進められている部活動の地域移行なども踏まえると、行き場をなくしてしまう中高生は今後ますます増えていくことが予想されるため、必要な施策になってくる。	○放課後などにこどもが安心して過ごせる居場所づくりの支援 ■市町村や民間団体等と連携して、幅広い年代のこどもが心身ともに健やかに育つことができるように、児童館・児童センター、社会教育施設などの整備や機能の充実・向上を支援するとともに、多様な居場所を求めるこどもの声を社会に発信し、地域社会や企業との連携を強化して、こどもの居場所の確保を目指します。（P57）

No.	対象箇所	ご意見（要旨）	ご意見に対する県の考え方
7	計画案57ページ 第5章 政策の4つの柱に基づく施策の方向	不登校は問題行動ではないという基本的な考え方は大切である。一方で、これだけの不登校のこどもを生み出している学校の在り方について真摯に向き合っていく必要があると思う。不登校になったこどもへの施策は多様になっているが、「不登校を生まない」＝「明日も行きたい学校」づくりへの施策も同じように必要であると思う。 具体的には、異年齢学級、チーム担任制、柔軟な教育課程など目の前のこどもたちに合った学び方が、のびのびとできる体制が取れるようにしたい。そのために、教職員が対話の練習ができる機会を定期的に持つようにしたい。（研修のための時間・資金）	県教育委員会では、校長08等の有識者を「いじめ未然防止・不登校等児童生徒支援アドバイザー」として県内の小・中・義務教育学校に派遣し、魅力ある学校づくりを推進しております。 アドバイザーは、学校における「集団づくり」や「授業づくり」等の取組が、全ての児童生徒にとって安心感や充実感が得られる活動となるよう、学校を実際に訪問し、教職員から相談を受けたり助言をしたりしております。また、魅力ある学校づくりに関しての校内研修の講師も務めております。 今後も引き続き、児童生徒一人一人が自分の将来を見据え、自立に向け自己決定が出来るよう、授業改善や研修内容の充実を図ってまいります。
8	計画案57ページ 第5章 政策の4つの柱に基づく施策の方向	野外活動の経験は学童期の子どもたちの成長に欠かせませんが、現状では家庭でのオンラインゲームや習い事に忙しい子どもが多く、自由な遊びや異年齢の子どもたちとの交流、自然の中での経験が不足しています。岐阜県は木育に力を入れており、森の幼稚園やプレーパークの活動で他県をリードしています。岐阜森林文化アカデミーを活用するなど、放課後にプレーパークを開催し、プレーリーダーを雇用して、各学校や放課後等デイサービスと協力し、岐阜県モデルの野外の居場所（ユースファーム）を作ることが望まれる。	こどもの年齢や発達に応じて、自然体験、職業体験、文化芸術体験など多様な体験、遊びができるよう、地域資源を生かした遊びや体験の機会や場を創出していきます。 なお、ご意見いただいた木育等については、地域の自然や文化を活かし「ぎふ木育」を指導できる人材の育成と活用を進めています。 加えて、幼稚園教諭や保育所に勤務する保育士等職員を対象とした研修について、森林文化アカデミーと連携しぎふ木育のプログラムを取り入れるなど、こどもの発達にとって重要な遊びを通した質の高い幼児教育・保育を充実していきます。

No.	対象箇所	ご意見（要旨）	ご意見に対する県の考え方
9	計画案58ページ 第5章 政策の4つの柱に基づく施策の方向	「青年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育」について、「消費者教育」「金融経済教育」のみが並んでいるが、「主権者教育」「法教育」「社会保障教育」「性教育」（SOGI理解推進法）なども必要ではないか。	ご意見を踏まえ、以下のとおり計画案を修正します。 ○成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育 ■主権者教育、消費者教育、金融教育など、時代の要請に応じた現代的な課題に対応した教育を推進するために、学校、家庭、地域や関係部局との連携により、学習内容を充実させるとともに、教材や外部人材の活用等による学習の深化を図ります。（P58）
10	計画案59ページ 第5章 政策の4つの柱に基づく施策の方向	子どもの健康・保健に関連する箇所に、子どもへの受動喫煙の危害について触れていない。 子どものいる場所（特に家庭内など）での喫煙・タバコ（受動喫煙）は止めるべき、との周知徹底が必要です。	ご意見を踏まえ、以下のとおり計画案を修正します。 ○思春期の心と体の健康等についての情報提供や相談体制の充実 ■学校と連携し学童期・思春期から、食生活や運動、休養等健康の保持その他の生活習慣に関する正しい知識の普及や喫煙に関するリスクの理解促進を図り、こどもたちが自ら心と体を守るための行動が出来るよう働きかけます。（P59） ○こども、子育てにやさしいまちづくり ■こどもや子育て世帯を含めた誰もが安心して生活できるよう、公共施設、公共交通機関、建築物等における段差解消等によるバリアフリー化の促進やアクセスの確保、受動喫煙防止対策の推進などに取り組みます。（P83）
11	計画案62ページ 第5章 政策の4つの柱に基づく施策の方向	ぎふマリッジサポートセンターでは、婚活パーティを開催していますが、男性は有料、女性は無料の参加費設定が問題となっています。このため、結婚意識の低い女性が参加し、真剣にパートナーを探している男性にとっては結婚につながりにくい状況です。男女平等の観点から、男女ともに同額の費用負担にすべきであり、人数合わせのための参加を避けるべきだと指摘されています。また、参加者が集まらない場合は中止するべきであり、現状では税金の無駄遣いになっているため、センターの必要性を見直してほしい。	ぎふマリッジサポートセンターが主催する婚活イベントやセミナーは、結婚を希望するすべての方に平等な機会を提供し、費用負担の面で安心して利用いただけるよう、原則として、男女ともに無料で参加いただけます。 一方、県では県内の企業・団体や市町村とも協力・連携して出会いの場を提供する「ぎふ婚活サポートプロジェクト（通称：コンサポ・ぎふ）」を実施し、婚活イベント等の情報提供を行っております。この「コンサポ・ぎふ」において情報提供しているイベントについては、各主催団体において参加費用等を設定し開催されておりますが、参加費用を含めイベントが健全かつ適切に行われるよう関係団体にも求めてまいります。
12	計画案64ページ 第5章 政策の4つの柱に基づく施策の方向	「特別支援教育の充実」について、「小・中学校や高等学校の」とあるが、大学における特別支援・合理的配慮も重要な課題であり、きちんと明記しておくべき	大学のみならず、社会全体での合理的配慮の推進は重要な課題であると認識しており、本計画の36ページにおいても、こどもを誰一人取り残さず、その特性や支援ニーズに応じてきめ細かい支援や合理的配慮を行う旨を記載しております。 県としては、引き続き、学校、家庭、地域や関係部局との連携を強化し、すべてのこどもが安心して生活できる環境を提供していきます。

No.	対象箇所	ご意見（要旨）	ご意見に対する県の考え方
13	計画案64ページ 第5章 政策の4つの柱に基づく施策の方向	障害児の一般就労に向けた具体的内容について、以下のような内容を記載していただきたい。 ○ 一般就労を希望する障害者が企業等に就労できるよう、関係機関が連携して障害者雇用を促進し、福祉施設から一般就労への移行を進めます。 ○ 中小企業を中心に企業での雇用・職場定着の促進に向けた取組を支援します。 ○ 障害者が、働くことの喜びや達成感を得ながら地域で自立した生活を実現できるよう、受注の拡大と工賃の向上を目指す福祉施設の取組を支援します。	ご意見を踏まえ、以下のとおり計画案に追記します。 ○障がいのあるこども、医療的ケア児などへの支援 ■障がいや発達特性を早期に発見・把握し、適切な支援・サービスにつなげていくとともに、乳幼児期・学童期・思春期の支援から一般就労や障がい者施策への円滑な接続・移行に向けた準備を、保健、医療、福祉、保育、教育、労働など関係者の連携の下で早い段階から行っていきます。 (P64)
14	計画案64ページ 第5章 政策の4つの柱に基づく施策の方向	「障がいのあるこども、医療的ケア児などへの支援」について、現状で並べられている施策は、いずれも学齢期以前のものであるが、「こども」に青年期・若者期も含まれるとするならば、「就労移行支援・継続支援」や「日中活動系サービス」、「生涯学習・余暇活動」の充実なども項目に入れるべきではないか。	
15	計画案66ページ 第5章 政策の4つの柱に基づく施策の方向	社会に進出する20・30代の自殺対策について計画書では抜け落ちておりますので、以下のような詳しい取組内容を計画書に記載していただきたい。 （計画書への追加記載） 自らの心の不調に気づくことができるよう、うつ病等の精神疾患に関する正しい知識の普及啓発を進めるとともに、身近な人の自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応をとるゲートキーパーの役割について、広く県民に啓発します。 また行政では取組が難しい場合や、よりきめ細かな対策が求められる場合などには、各種団体やNPOなどの民間団体と連携して自殺対策に取り組めます。	ご意見を踏まえ、以下のとおり計画案を修正します。 ○こどもの自殺対策 ■「岐阜県自殺総合対策行動計画」に基づき、こどもに対して、SOSの出し方に関する教育、相談しやすい体制づくり、学校における早期発見に向けた取組みなどを進めます。また、県民一人ひとりがこころの健康に関心を持ち、こどもを含めた周囲の人に対して適切な対応ができるよう、身近な人の悩みに気づき、話を聞いて支援につなぎ見守ることができるゲートキーパーの役割やうつ病等の精神疾患に関する正しい知識の普及啓発などを市町村や民間団体等と連携して進めます。 (P66)